

「東京都中小企業ワークライフバランス実践支援事業」のご案内

◆◆◆お早めにお申し込みください！◆◆◆

東京都では、仕事と育児・介護等家庭生活との両立（ワークライフバランス）の推進に取り組む中小企業の事業主の皆様を応援するため、今年度より新たに「東京都中小企業ワークライフバランス実践支援事業」を実施しております。何かご質問等がございましたら、労働相談情報センターへお気軽にお問い合わせください。

◆ワークライフバランス推進助成金◆

仕事と生活の両立を図るため、ワークライフバランスの推進にかかる経費を助成します。

○ 助成金額・対象事業（最大200万円）

- ・助成率1/2、助成限度額は毎年度あたり100万円、助成期間は最大2年度以内

【助成事業の例】

社内研修費用（講師代・会場使用料）、社外研修参加費用、社内普及啓発ポスター作成費用、社内ニーズや満足度調査分析費用、ファミリーデー（職場見学会）実施費用等、社内の状況に合わせて複数の取組が可能です。

※ 対象となる研修:メンタルヘルス、育児や介護と仕事の両立、休業者復帰時支援 等

○ 主な申請資格

- ・常時雇用する労働者を2名以上雇用している都内中小企業等であること
- ※従業員の仕事と子育ての両立を図るための取組について申請する場合は、「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録することが必要です。

○ 申請期間

平成25年12月20日（金）まで

※予算を超えた場合はその時点で締め切らせていただきます。

申請日をお電話で事前にご予約ください。

申請書の提出は、申請される企業の方が行ってください。

○ 申請・相談窓口

東京都労働相談情報センターの各事務所（都内6箇所）

- 詳細は <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ryoritu/josei/index.html> をご覧ください。

◆ワークライフバランス推進専門家派遣◆〈無料〉

社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、ワークライフバランスの推進に向けた人事制度や就業規則の見直し等、具体的な助言・提案を行います。

○ 派遣回数・時間

1企業あたり最大5回まで（原則1回につき2時間以内）

○ 助言の内容

職場でのワークライフバランスに関すること

○ 主な申請資格

- ・都内に本社があること
 - ・常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、社団法人、財団法人等であること
- ※従業員の仕事と子育ての両立を図るための取組について申請する場合は、「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録することが必要です。
- ※平成24年度東京都中小企業両立支援推進専門家派遣をご利用いただいていないこと
- ※「ワークライフバランス推進助成金」の取組内容と同一でないこと

○ 申請期間

平成25年12月20日（金）まで

※予算を超えた場合はその時点で締め切らせていただきます。

○ 申請・相談窓口

東京都労働相談情報センターの各事務所（都内6箇所）

- 詳細は <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ryoritu/haken/index.html> をご覧ください。

〔多摩地域の申請・相談窓口〕

東京都労働相談情報センター

国分寺事務所 電話：042-323-8511

担当地域（本社所在地）

立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・昭島市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・羽村市・あきる野市・西東京市・西多摩郡

八王子事務所 電話：042-645-7450

担当地域（本社所在地）

八王子市・府中市・調布市・町田市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市